

Dogg Pound GYM 利用規約

第1条【目的】

1. Dogg Pound GYM（以下「当クラブ」といいます。）は、利用者の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

第2条【会員制度】

1. 当クラブは会員制とします。
2. 当クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、入会申込書・誓約書等（Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより当クラブへの入会が認められ、当クラブの諸施設を利用することができます。
3. 会員は、入会時に、ご利用開始月からその翌月分までの会費を支払うものとします。
4. 会員は、ご利用開始日より、当クラブを利用することができます。
5. 会員は、利用するクラブが入居する施設内の諸規則を全て遵守しなければなりません。
6. 未成年が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第3条【入会資格】

1. 次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。
 - （1）本規約および利用する当クラブの諸規則を遵守できない者
 - （2）入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
 - （3）身体にタトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある者で、当クラブ施設内内（当クラブ館内のみならず、駐車場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
 - （4）過去または現在において暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員、株主、実質的支配者等の関係者等暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者
 - （5）医師等により運動を禁じられている者
 - （6）伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
 - （7）所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者
 - （8）未成年者で当クラブの利用に関して親権者の同意を得られない者
 - （9）会費の滞納を含め、過去に同種その他クラブから除名通告を受けたことのある者
 - （10）その他、会員としてふさわしくないと当クラブが判断した者

第4条【会費、セキュリティキー発行手数料等】

1. 当クラブの会費、セキュリティキー発行手数料、その他の費用（以下「会費等」という。）は、当クラブが定め、会員は会費等がプランごとに異なることを承知します。
2. 会員は、会費等を、当クラブが定める方法で支払うものとします。支払い時期は、在籍する月の月末までの分を、当月20日までに口座引き落としにより支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
3. 会員は、当クラブ施設利用の有無にかかわらず、当クラブが定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、当クラブが別に定める場合を除いて返還しません。
4. 当クラブは、必要に応じて会費等の改定を行うことができます。
5. 会員が会費等その他の債務を支払期日経過後も履行しない場合、会員に対し未払いの会費等について再度の口座振替もしくはクレジットカードによる決済を行う際または会員がクレジットカードによる決済を行う際（以下「口座振替等」という）、口座振替等の都度、当クラブ所定の金額を口座再振替等手数料として、会費等その他の債務と一括して、当クラブが指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第5条【セキュリティキー】

1. 当クラブは、会員に対し二次元バーコードにてセキュリティキーを交付します。
2. 会員が当クラブ施設に立ち入る際には、当該会員に交付された二次元バーコードを提示するものとします。会員本人が二次元バーコードを携帯していない場合は、当クラブ施設に立ち入ることはできません。
3. 二次元バーコードは、交付された本人もしくは当クラブが認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
4. 会員は、二次元バーコードを第三者に貸与することはできません。貸与した場合は第13条に基づく退会の対象となります。
5. 会員は二次元バーコードを紛失した場合には、速やかに当クラブにその旨を届けることができます。当クラブが相当と認めるときは、会員は再発行の手数料を支払った上で、二次元バーコードの再発行を受けることができます。

第6条【会員以外のクラブの利用】

1. 当クラブは、会員以外の者（以下「ビジター」という。）に当クラブを利用させることができます。
2. ビジターは会員同様本規約に定める遵守事項を遵守するものとします。

第7条【遵守事項】

1. 会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

(1) 当クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、当クラブの説明並びに指示に従わなければなりません。

2. 会員は当クラブの利用時において、常に当クラブが定める下記の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。

(禁止事項)

(1) 当クラブ施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品、ジーンズまたはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物、または服飾品等

(2) 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品 サンダル、草履、長靴等

(3) 会員および他の会員、ビジターを傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品

(4) 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好

(5) ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物

(6) その他、当クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

3. 当クラブ施設内において、以下の行為は禁止いたします。なお、当クラブの施設外であっても、他の会員、ビジター、スタッフ、またはクラブの運営に影響する行為は、同様に禁止されます。

(1) 当クラブ施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動

(2) 刃物などの危険物、他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み

(3) 正当な理由なく他者の所持品に触れること

(4) 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと

(5) 本規約に基づきクラブの利用を認められていない者を同伴させること

(6) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること

(7) 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員、ビジター、スタッフが恐怖を感じる危険な行為

(8) 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為。

(9) 他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし後をつけまたはみだりに話しかける等の行為

(10) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為

(11) 酒気を帯びての入館

(12) 他の会員、ビジターの諸施設利用を妨げる行為

(13) 他の会員、ビジターを含む第三者や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること

(14) 当クラブの施設、器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出し

- (15) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- (16) 高額な金銭、物の館内への持ち込み
- (18) 自らのセキュリティーキーを他人に貸与したり、使用させる行為

第8条【施設内への持ち込み】

1. 会員及びビジターは、持ち込み物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. 当クラブは、故意または過失がない限り、会員、ビジターが施設に持ち込んだ物の滅失また毀損について賠償する責任を負いません。
3. 当クラブ、会員、ビジターが施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものとし、一定期間経過後処分いたします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。
 - (1) 現金及び有価証券
 - (2) その価格又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められるもの
 - (3) 建物又は自動車の鍵、カードキーその他これらに類するもの
 - (4) 携帯電話用装置
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
 - (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引き出し用のカード又はクレジットカード
 - (7) 動物
 - (8) 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

第9条【入館の禁止、退場】

1. 当クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約を遵守しない者
 - (2) 第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
 - (3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
 - (4) 著しく不潔な身体または服装により他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 承諾なくセキュリティーキーを持たずに入館した者
 - (6) 本規約の手續に従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
 - (7) 自己都合により会費等の全部もしくは一部を3か月間滞納した者
 - (8) 上記の他、入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

第10条【休会および復帰】

1. 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、当クラブに来店し、所定の休

会届の記入による手続きを行った上で、月単位で最大6か月の期間を定めて当クラブを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2. 休会手続は、休会開始を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。

3. 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。

4. 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、当クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。

5. 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当クラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第11条 【退会】

1. 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、当クラブに来店し、所定の手続きを行った上で月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2. 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合 当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。

3. 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、当クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。

4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

5. 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。

6. 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が3か月間となった場合、当施設の利用を禁止され、全額現金または指定した方法で支払わなくてはなりません。

7. 会員が当クラブに届け出た最新の連絡先に対して、当クラブより応答を求める連絡をしているにもかかわらず、当該会員が1か月間応答をしなかった場合は、当施設の利用を禁止されます。

8. 退会に伴い長期契約（1年一括前納等）に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月単位で経過月分を差し引いて返還するものとします。

9. 3か月以上の滞納の場合は、訪問による徴収または裁判証等による法的手続きをとります。

第12条 【届出等】

1. 会員は、入会申込等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当クラブにおいて、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。

2. 当クラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信

後の責を負いません。

第13条 【規約による退会】

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を当クラブから強制的に退会させることができます。

(1) 本規約、当クラブの諸規則を遵守しないとき。

(2) 当クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当クラブの運営に影響が生じうると判断されるとき。

(3) 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。

(4) 第3条記載の入会資格に満たないことが入会後に判明したとき

(5) その他、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。

2. 当クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から当クラブを使用することができません。

3. クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。

4. 本条により退会した会員は、第3条（10）に該当するとみなし、本クラブへの入会はできません。

第14条 【資格喪失】

1. 会員は、次の場合に自動的にその会員資格を喪失します。

(1) 退会したとき

(2) 死亡または法人の解散

(3) 当クラブの事業を終了したとき

第15条 【会員資格の譲渡禁止等】

1. 当クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第16条 【営業日および営業時間】

1. 当クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、ホームページ等にて周知いたします。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

2. 未成年者は各都道府県の条例の趣旨に鑑み、別途営業時間を定め、その営業時間内に限り当クラブを利用できます。

第17条 【当クラブ施設の利用制限】

1. 次の理由により当クラブ施設の全部または一部の利用を制限することがあります。
 - (1) 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき。
 - (2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
 - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
2. 前項の場合、事前にその旨を当クラブはホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条 【クラブ施設の閉鎖・変更】

1. 当クラブは、次の理由により施設の閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと判断し、営業を不可能と認めたとき。
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
 - (3) 経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、相当期間前に予告のうえ解散したとき。但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
2. 当クラブ施設の閉鎖・変更の場合、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、当クラブは会員に対し、特別の払い戻し、補償は行いません。

第19条 【賠償責任】

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 当会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第20条 【通知予告】

1. 本規約および当クラブの諸事情に関する通知または予告は、所定の場所に掲示する方法または電子メール、ホームページへの掲載等により行います。

第21条 【本規約その他の諸規則の改定】

1. 適用法令に従い、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員等に適用されます。

2025年5月8日改定